【1998 年 4 月 23 日】少子化に対する年金制度における対応について
年金審議会（第 19 回）

少子化に対する年金制度における対応について

年金制度において少子化に対応すべきとの意見

① 出生率回復による年金制度の長期的安定を図るべきではないか。

② 将来年金制度を支える次世代を産み育てた者の年金制度への貢献を評価すべきではないか。

③ 育児による年金制度内での不利益の是正を図るべきではないか。=被保険者間の実質的公平の確保

ア)育児のための就労途絶による無収入

イ)子育て費用の負担による保険料負担能力の減退及び老後貯蓄の減少

④ 子供についても社会的扶養の考え方を導入すべきであり、世代間扶養の仕組みである年金制度において対応すべきではないか。

⑤ 年金制度においても、女性の就労と育児の両立支援策を講ずるべきではないか。

※財政状況が厳しい中で、年金制度の活用を期待する意見がある。

(年金制度において)少子化への対応を行うべきではないとする意見

① 個人の選択である出産等に社会が積極的に関与すべきではないのではないか。

② 年金制度による現金での少子化対策は、結局、少子化対策としての実効性に欠けるのではないか。保育サービスの充実など、サービスの充実の方が実効性があがるのではないか。

③ 年金制度は若いときに保険料を納めて、そのときの高齢者を支えたことをもって、次世代に支えてもらう権利を得るものであり、子供の扶養の有無等によって年金制度上の扱いに差異を設けることは制度の趣旨にそぐわないのではないか。

提案されている年金制度における対応について

【施策の着眼点と対応】

育児のための就労途絶	子育て費用の負担による保険料負担能力の減退、老後貯蓄の減少	子供についても社会的扶養の考え方を導入	次世代育成による年金制度への貢献評価	出生率回復や女性の就労支援による年金制度の長期的安定
年金保険料免除による負担の公平化		出産・育児費用の補填	出産・育児をした者に対する追加的な給付	

【提案されている施策の例】

○　育児休業期間中の年金保険料免除 ・事業主負担分についても免除 ・期間の延長 ・国民年金への拡大 （平成 6 年改正において、法定(出産後 1 年)の育児休業期間中の厚生年金保険料の本人負担分を免除）	○　育児期間中の保険料免除 ○　子供の人数に応じた保険料の減免又は児童扶養控除制度の創設	○　一時金の支給(出産時又は結婚時) ○　育児に対する給付の創設又は保育サービス利用の支援 ○　年金積立金を活用した保育サービス基盤の整備	○　年金給付額の割り増し

【問題点】

○　自営業者の場合育児休業という概念に馴染まないのではないか。	○　実務的に困難を伴うのではないか。	○　年金積立金は有利運用が原則であり、一般会計で対応すべきではないか。	○老後の必要年金額は子の有無等によって変わるものではないのではないか。

○　年金制度は高齢者を支えたことをもって、次世代に支えてもらう権利を得るものであり、子の有無等によって年金制度上の扱いに差異を設けることは制度の趣旨にそぐわないのではないか。

○　現金での少子化対策は、結局少子化対策として実効性がないのではないか。

※財源は現在の現役世代で負担